

広報はちまんたい

hachimantai

4

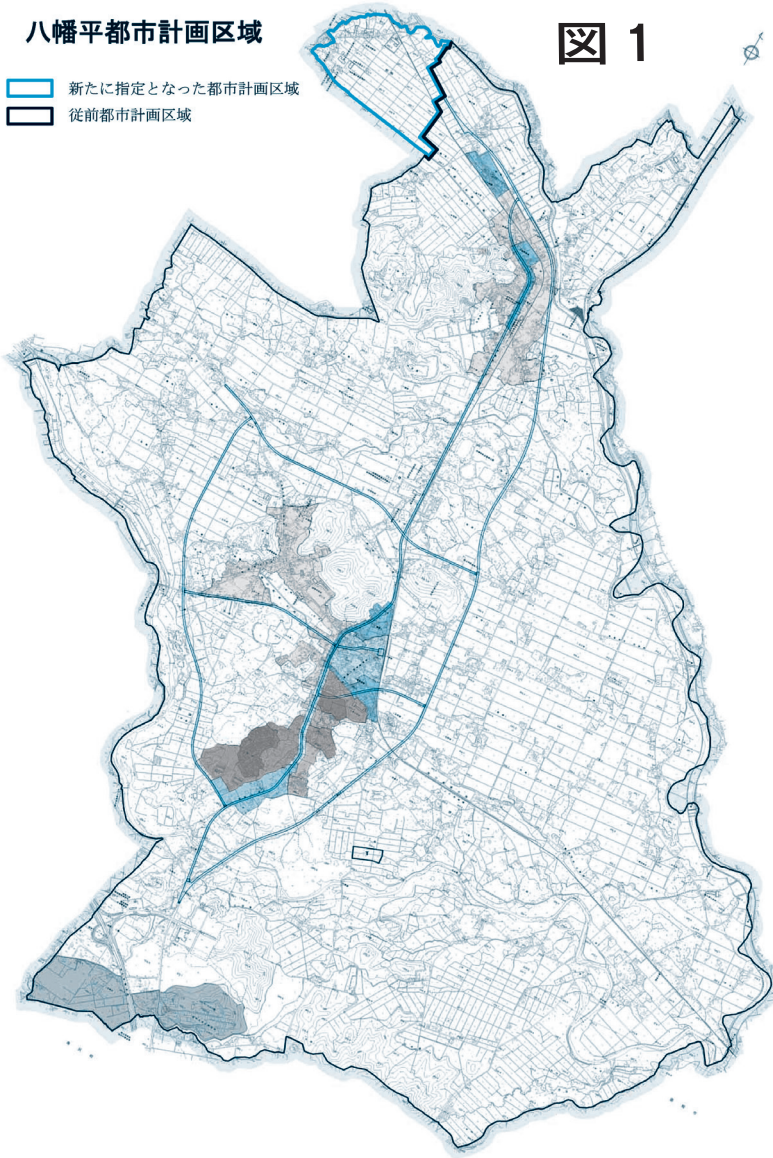
Apr.2012
No.149

お知らせ版

八幡平都市計画区域

図 1

■ 新たに指定となった都市計画区域
□ 従前都市計画区域



都市計画区域などを変更

県と市では、野駄地区の一部を新たに都市計画区域に指定する手続きを進めてきました。3月30日、県から都市計画区域の変更が公告され、従前の西根都市計画区域に野駄地区の一部を編入し、八幡平都市計画区域として指定されました。また、都市計画道路大更駅前線の変更を

都市計画決定しましたので、併せてお知らせします。

◎都市計画区域の変更

■新たに指定となった区域

野駄第19地割から第24地割まで（図1のとおり）

■都市計画区域の指定により必要となる手続きなど

▼建築確認 建物を建築する

際に必要な建築確認申請において、建ぺい率や容積率などの基準への適合や、4㎡以上の道路に建物敷地が2㎡以上接することが必要となります。

▼開発許可 建物などを建築する目的で行う土地の区画形質の変更のことを開発行為とい

います。都市計画区域内で

は、3000平方㎡以上の開発行為を行う場合、県の許可が必要となります。

▼新たに指定となった都市計画区域における基準 建ぺい率70%、容積率200%（用途地域の指定はありません）

◎都市計画道路大更駅前線

■変更内容 駅前広場を追加し、延長・幅員・線形を変更（図2のとおり）

詳しくは、市役所建設課都市計画係（☎・内線2526）まで。

図 2

大更駅前線変更図
（大更駅周辺図）

